

24 年春の厚生労働省交渉開催！

～高齢法のQ&Aで意義ある回答を引き出す～

全国ユニオンは、恒例となっている春の厚生労働省交渉を3月28に参議院議員会館で開催しました。

今回のテーマは4つ。ひとつ目の「コロナ禍によって浮き彫りになった労働問題について」は、コロナ禍以降、継続して要請を続けています。とりわけ、勤務日・時間を定めない「フリーシフト」について、労働基準法15条違反として労働基準監督署が是正・指導した件数を明らかにすることを求めましたが不明とのことでした。

2点目の「労働者性の判断について」では、昨年12月に公表された「労働基準法上の労働者に該当すると判断された事例」（貨物軽自動車運送事業の自動車運転者）の周知徹底と国土交通省と連携しての調査を求めましたが積極的な回答は得られませんでした。

3点目の「訪問介護報酬の改定について」では、訪問介護報酬が引き下げられたことについて追及しました。訪問介護報酬の引き下げは、在宅介護の利用に深刻な影響を与える可能性があります。介護報酬の次の見直しは3年後、厚生労働省は事態の深刻さをどこまで理解しているのか心もとない限りです。

最後の4点目の「高年齢者雇用安定法について」では、この間に引き続き厚生労働省作成のQ&AのQ1-5を取り上げました。「55歳以降の労働条件を変更した上で、65歳まで継続して働き続ける」制度は、「高年齢者が希望すれば、65歳まで安定した雇用が確保される仕組みであれば、継続雇用制度を導入していると解釈されるので差し支えありません」と回答しています。

組合は、このQ&Aを根拠に55歳時点での賃金・労働条件の不利益変更が行われる事例を紹介し、Q&Aの改廃を求めました。

厚生労働省は、改廃はできないとしつつ「労働条件の不利益変更を容認するものではない」ことを明言、異議のある回答を引き出すことができました。

次回の厚生労働省交渉は10月を予定しています。

なお、今回の交渉の手続きについては、社民党党首の福島みずほ参議院議員にお願いしました。

